平成２５年（フ）第３７４号
大阪府吹田市山田東４丁目43番10―101号、旧住所静岡市駿河区稲川１丁目６番７―1605号
債務者　井上　　隆
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝倉　　保
4　破産債権の届出期間　平成25年９月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年11月25日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２９号
静岡県富士市三ツ沢486番地の７
債務者　菊池　繁美
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩谷　知一
4　破産債権の届出期間　平成25年10月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年11月27日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第８９３６号
東京都板橋区徳丸７丁目14―１―301
債務者　齋藤　　綾
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高柳　孔明
4　破産債権の届出期間　平成25年９月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年12月５日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８１４号
東京都渋谷区代々木４丁目35―９―406
債務者　萩本　潤一
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　工藤　裕之
4　破産債権の届出期間　平成25年９月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年12月12日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８３９号
東京都台東区千束３丁目19―６―201
債務者　小林　　純
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加納　　力
4　破産債権の届出期間　平成25年９月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年12月12日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８４４号
東京都大田区下丸子４丁目１―10―204
債務者　若杉　有子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　　慎
4　破産債権の届出期間　平成25年９月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年12月12日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８７２号
東京都墨田区押上２―12―７―918号　セトル中之郷、住民票上の住所東京都墨田区向島３丁目36―１
債務者　浅川　正美
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関根　健児
4　破産債権の届出期間　平成25年９月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年12月12日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７４６号
東京都八丈島八丈町大賀郷7643―１
債務者　西本　吏佳
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松村　一宏
4　破産債権の届出期間　平成25年９月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年12月13日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３３４号
神奈川県厚木市鳶尾２丁目25番６―701号
債務者　髙橋　有美（旧姓江島）
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３６５号
神奈川県平塚市北豊田626番地の１
債務者　相崎　久美
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５１号
新潟県村上市上野557番地１
債務者　益田　武雄
1　決定年月日時　平成25年８月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第７０号
新潟県新発田市関妻160番地３
債務者　川村　倫代
1　決定年月日時　平成25年８月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第７５号
新潟県新発田市山内220番地
債務者　山口　　賢
1　決定年月日時　平成25年８月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第８５号
新潟県新発田市乗廻427番地
債務者　佐々木　毅
1　決定年月日時　平成25年８月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第２６８号
沖縄県那覇市樋川１丁目22番37―408号　ベルシティー樋川台
債務者　船道　尚美
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第４２号
福島県いわき市四倉町狐塚字東原47番地の２市営住宅18
債務者　荒　　一郎
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
福島地方裁判所いわき支部